

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」(新旧対照表)

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(顧客区分管理必要額の算定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 会員は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる 手続を含むものでなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(顧客区分管理必要額の算定)</p> <p>第7条 会員は、個別顧客区分管理額(顧客から預託を受けた預り金 で、会員が廃止その他の理由により金融商品取引業を行わないことと なる場合に顧客に返還すべき金銭として金商業府令第143条の2 第1項第6号、同条第2項及び第3項、第143条の3第1項の 定めに従い当該顧客ごとに算定された額をいう。以下同じ。)及び顧客 区分管理必要額(個別顧客区分管理額の合計額をいう。以下同じ。)を、 毎日計算の上、記録しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる 手続を含むものでなければならない。</p> <p>(1) 「暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則」第5条に基づい て算出された顧客の実預託額を反映の上計算すること。</p> <p>(2) 顧客から預かった暗号資産関連デリバティブ取引に係る全ての預 かり金を顧客区分管理必要額の計算に含めること。</p> <p>(3) 顧客区分管理必要額の計算を1円単位で行うこと。</p> <p>(4) 個別の顧客の預り金残高がマイナスとなる場合には、当該顧客に 係る顧客区分管理必要額をゼロと計算の上、顧客区分管理必要額を計</p>

<p>(8) 顧客からの未収入金（<u>収納代行業者及びデビットカード</u>等を利用して顧客から入金を受けた金銭のうち、会員が現に受領していない金銭をいう。）を顧客区分管理必要額の計算対象とすること。</p> <p>(9)～(10) (略)</p>	<p>算すること。</p> <p>(5) 入金処理の時限以内に入金が確認されたものを、当日の顧客区分管理必要額の計算対象とすること。</p> <p>(6) 入金処理の時限以降に入金が確認されたものを、翌営業日の顧客区分管理必要額の計算対象とすること。</p> <p>(7) 顧客より受入小切手その他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合には、あらかじめ定められた評価方法に従って評価された金額をもって、当該受入小切手等を必要額の計算対象とすること。</p> <p>(8) 顧客からの未収入金（<u>収納代行業者、デビットカード及びクレジットカード</u>等を利用して顧客から入金を受けた金銭のうち、会員が現に受領していない金銭をいう。）を顧客区分管理必要額の計算対象とすること。</p> <p>(9) 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。</p> <p>(10)顧客区分管理必要額の計算過程を保存すること。</p>
---	---

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」に関するガイドライン」（新旧対照表）

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」に関するガイドライン」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	第7条第2項第8号関係 <u>クレジットカード等を利用した利用者の入金行為については、カード会社から承認が下りた時点で個別区分管理必要額に組み入れる必要があるものと考えられます（平成29年3月24日金融庁「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」109番参照）</u>